第九十六条第八項中「前期末残高及び当期末残高並びにその差額」を「次に掲げるもの」に、「主要な当期変動額について、その」を「第二号に掲げるものについては、その主要なものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当期首残高

二　当期変動額

三　当期末残高

第九十八条第一項第二号中「重要な事項」の下に「及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更」を加え、同項中第十五号を第十九号とし、第三号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

三　会計方針の変更に関する注記

四　表示方法の変更に関する注記

五　会計上の見積りの変更に関する注記

六　誤謬の訂正に関する注記

第九十八条第二項第一号中「第三号、第四号及び第六号から第十四号まで」を「第五号、第七号、第八号及び第十号から第十八号まで」に改め、同項第二号中「第十号及び第十四号」を「第五号、第十四号及び第十八号」に改め、同項第三号中「前項第十号」を「前項第十四号」に改め、同項第四号中「前項第四号、第六号、第七号、第十号、第十一号及び第十四号」を「前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十八号」に改め、同項第五号中「前項第一号」の下に「、第五号」を加え、「第三号から第十四号まで」を「第七号から第十八号まで」に改める。

第百一条第一項中「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、」を「会計方針に関する」に改め、同条第二項を削る。

第百二条の見出し中「注記」を「注記等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合（当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。）におけるその旨及び当該変更の理由とする。

第百二条の次に次の四条を加える。

（会計方針の変更に関する注記）

第百二条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更の理由

三　遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

2　個別注記表に注記すべき事項（前項第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

（表示方法の変更に関する注記）

第百二条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

2　個別注記表に注記すべき事項（前項第二号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類又は連結計算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（誤謬の訂正に関する注記）

第百二条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該誤謬の内容

二　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

第百三条第五号中「手形遡求債務」を「手形遡求債務」に改める。

第百十三条を次のように改める。

（一株当たり情報に関する注記）

第百十三条　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　一株当たりの純資産額

二　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

三　株式会社が当該事業年度（連結計算書類にあっては、当該連結会計年度。以下この号において同じ。）又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して前二号に掲げる額を算定したときは、その旨

第百二十二条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

第百二十六条第二項第二号中「正当な理由による」を削り、同条第三項を削る。

第百五十三条第二項第一号中「取締役会」の下に「を含む」を加える。

第百五十六条中「計上した額」の下に「の合計額」を加える。

第百六十五条第三号中「イから」を「イに掲げる額から」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の会社計算規則第二条第三項（第五十八号から第六十四号までに係る部分に限る。）、第九十六条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項、第九十八条第一項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項、第百一条、第百二条第二項、第百二条の二から第百二条の五まで、第百十三条、第百二十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類並びにこれらについての監査報告及び会計監査報告について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類並びにこれらについての監査報告及び会計監査報告については、なお従前の例による。

2　平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに満期保有目的の債券（この省令による改正前の会社計算規則第二条第三項第二十七号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）以外の債券を満期保有目的の債券に変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての会社計算規則第五条第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。